

# バイオ関連の研究開発を行いたい

## バイオベンチャー等に対する研究開発費支援事業 (福岡バイオ産業創出事業)

県内の中小企業者・組合等及び創業計画を有する個人が、バイオテクノロジー及び関連分野で新製品・新技術の研究開発・事業創出等を行うものに支援を行い、その成果の実用化・事業化を目指すものです。

### 対象者

県内の中小企業等が単独、または他の企業及び研究機関（大学、高専、公設試験研究機関を含む）と共同で行う研究開発で、次のものを対象とします。

- バイオテクノロジーまたは関連分野で新製品、新技術の開発を目指す研究開発であること。
- 技術シーズを基に、それを応用した実用化及び事業化の計画を有するものであること。
- 育成支援型、実用化支援型、機能性食品型では、事業の基盤となる技術シーズが明確であること。

#### (1) 可能性試験型

- 県内に事業所を有する中小企業及び法人格を有する中小企業者の団体。
- 2年以内に県内においてバイオテクノロジーの応用に関する創業計画を有する個人。
- 大学、公的試験研究機関等の研究機関。

#### (2) 育成支援型

- 県内に事業所を有する中小企業及び法人格を有する中小企業者の団体。
- 2年以内に県内においてバイオテクノロジーの応用に関する創業計画を有する個人。

#### (3) 実用化支援型

- 県内に事業所を有する中小企業及び法人格を有する中小企業者の団体。

#### (4) 機能性食品型

- 県内に事業所を有する中小企業及び法人格を有する中小企業者の団体。

### 内 容

採択件数は、新規、継続をあわせて、可能性試験型6件程度、育成支援型8件程度、実用化支援型1件程度、機能性食品型2件程度です。委託期間は原則として1～2年です。

#### (1) 可能性試験型

- 1件あたりの委託額は、年間100万円程度です。

#### (2) 育成支援型

- 1件あたりの委託額は、年間400万円程度です。

#### (3) 実用化支援型

- 1件あたりの委託額は、年間800万円程度です。

#### (4) 機能性食品型

- 1件あたりの委託額は、年間200万円程度です。

### 活用方法

対象となる経費は、機械装置費、人件費、原材料費、消耗品費、旅費、委託費、共同研究費、その他経費で、研究開発に要する経費です。各支援型により、対象経費が異なります。なお、委託額は、対象となる経費の一部（2／3以内）とします。

### お問い合わせ先

福岡バイオコミュニティ推進会議事務局

〒839-0864 久留米市百年公園1-1

株式会社久留米リサーチ・パーク バイオ事業部

TEL：0942-37-6124 FAX：0942-37-6367 <https://www.fbv.fukuoka.jp>

